



会計年度任用職員の時間外勤務に係る 割増報酬の未払いについて

会計年度任用職員の時間外勤務に係る割増報酬の未払いに関し、過去3年分の未払い報酬及び遅延損害金を支給することとしましたのでお知らせします。

■経緯

令和8年（2026年）1月、会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間について、別の勤務日の勤務時間を短縮して調整を行っていましたが、1日7時間45分（常勤職員の正規の勤務時間）を超える勤務時間の割増分の報酬を適切に支給していなかったことが判明しました。

これを受け、全庁的な調査を実施し、他の同様の事例の有無を確認した結果をもとに労働基準法に基づき過去3年間分（令和5年（2023年）2月支給分から令和8年（2026年）3月支給分まで）の勤務時間割増分の未払い報酬額及び遅延損害金を確定し、支払うものです。

■対象者数及び金額

対象者 70名

未払い報酬額 715,165円

遅延損害金 56,140円

■支給日

令和8年（2026年）8月10日

■今後の対応について

労務管理を統括する立場として、こうした不適切な運用をし、未払いを生じさせてしまった責任を重く受け止めます。対象者である職員の皆様をはじめ、関係する方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は事務処理の徹底と管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

問合せ	企画部 職員課 担当：小島（こじま）、伊藤（いとう） 052-613-7563、0562-38-6174
-----	--